

平成 17 年 5 月 20 日

各 位

上場会社名 株式会社シーエスロジネット
代表者名 代表取締役社長 金 岡 正 光
(コード番号 2710)
本社所在地 名古屋市中川区舟戸町 2 番 37 号
問 合 せ 先 専務取締役 金 岡 昭 光
T E L (052) 354-7797

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 20 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および同法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することを可能にするため、平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 23 回定時株主総会に、「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社ならびに当社子会社の取締役、従業員の当社に対する経営参画意識を高めること、ならびに今後の新たな人材確保のために使用することを目的として、次の 2 種類の新株予約権をストック・オプションとして発行するものであります。

(1) スtock・オプション A

「新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」を新株予約権を発行する時点における時価を基準として決定するもの。

(2) スtock・オプション B

「新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」を新株予約権を発行する時点における時価を下回る金額とするもの。

2. スtock・オプション A の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役および従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 10 万株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未

満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 100 株）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権発行日から 10 年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他の処分は認めない。

その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

3. ストック・オプション B の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の今後の新たな人材となり得る者

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 3 万株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

300 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 100 株）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の行使の目的となる株式 1 株当りの払込金額は、1 円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) ~ (9) は、次の事項を除き、ストック・オプション A と同一です。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、今後の新たな人材となり得る地位にあることを要する。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

新株予約権者が権利行使をする前に、今後の新たな人材となり得る地位の喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(注)上記の決定は、平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 23 回定時株主総会において「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上